

伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例の制定について

伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例を別記のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市人権教育・啓発施策審議会を設置するため。

伊丹市人権教育・啓発施策審議会条例（令和３年伊丹市
条例第 号）

（設置）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第
３項の規定に基づき，伊丹市人権教育・啓発施策審議会（以下「
審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項について調
査審議し，答申する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関する基本方針の策定及び見直し
- (2) 人権教育及び人権啓発に関する施策の評価
- (3) 前２号に掲げるもののほか，人権教育及び人権啓発の推進に
関する重要事項

（組織）

第３条 審議会は，委員８人以内で組織する。

２ 委員は，次に掲げる者のうちから，必要の都度，市長が委嘱し，
又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権擁護委員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 市民

（任期）

第４条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から当該諮問に係る調査
審議の終了の日までとする。

（委任）

第５条 この条例に定めるもののほか，審議会の組織及び運営に関
し必要な事項は，規則で定める。

付 則

この条例は，令和３年４月１日から施行する。